

新ビジネススタイル 事業導入助成

杉並区では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上減少等の影響を受けた中小事業者が、売上の回復、感染症拡大防止やコロナ禍後の変容が想定される社会に適合する事業形態への転換や、新業態の開拓などを行うために必要とする経費の一部を助成します。

事業期間

補助率

令和3年3月15日～
令和4年3月31日
※申請は令和4年1月31日まで

対象経費の2/3
(上限50万円)

助成対象事業

区内中小事業者でアドバイザー(中小企業診断士)の助言等を受けて策定した計画の事業であること。

※区内に主たる事業所(法人の場合は本店登録)を区内で東京信用保証協会の保証対象業種を事業として営む個人または法人であること

対象経費

周知費

事業実施の周知に係る経費
(チラシやポスターの制作費用等)

物品費

事業実施に必要な物品購入費
(パソコンやサーモカメラ等)
※リース、レンタル料含む

工事費

内装工事や物品の設置費用等に係る経費
(パーティションや空調設備の設置等)

人材育成費・その他諸経費

人材育成・訓練・研修に係る費用
(eラーニングや講習会に係る費用等)

詳細については、杉並区公式ホームページをご覧ください。

URL <https://www.city.suginami.tokyo.jp/news/r0303/1064302.html>



お問い合わせ先

〒167-0043

杉並区上荻1-2-1 Daiwa荻窪タワー2階
杉並区産業振興センター就労・経営支援係

TEL 03(5347)9077